

# 平成31年度住民税（市民税・都民税）の申告受付・相談 （平成30年分所得税などの確定申告仮受付・相談）

問合せ 課税課市民税係 ⑨ 189

**受付期間** 2月18日(月)～3月15日(金)  
(土・日曜日を除く)  
**受付時間** 午前9時～午後3時  
**受付会場** 市役所4階大会議室

## ◆住民税（市民税・都民税）の申告が必要な方

- 給与所得のみで、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない方（勤務先に確認してください）
- 事業・不動産・配当・年金・その他の所得があり、所得税などの確定申告が不要な方
- 非課税所得（遺族年金・障害年金・雇用（失業）保険・生活保護受給）のみの方
- 収入がなかった方（市内の同一世帯の方から扶養されている場合は申告不要）
- 市内に事務所・事業所などを有し、市内に住所がない方
- ※国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者は、昨年中の収入がない場合でも必ず申告してください。

## ◆住民税（市民税・都民税）の申告が不要な方

- 所得税などの確定申告をする方（確定申告書を税務署へ提出する方）
- 平成30年中の所得が1か所からの給与のみで、勤務先から市に年末調整された給与支払報告書が提出されている方（勤務先に確認してください）
- 1月1日現在65歳以上の年金所得のみの方で、年金収入が151万5000円以下の方（年金保険者から公的年金等支払報告書が市へ提出されるため不要。ただし、遺族年金・障害年金などの非課税年金のみの方は、申告が必要）
- 同一世帯の方に扶養されている方（同居している場合は、扶養されていても申告が必要）

## ◆住民税（市民税・都民税）申告・確定申告の際に持参するもの

- ①申告書（事前に届いている方）・印鑑（ゴム印以外、認印可）
- ※住民税申告書は2月8日(金)発送予定。

### ▼控除を受ける場合

- ⑧国民年金保険料などの控除証明書
- ⑨社会保険料などの領収書（平成30年中に国民健康保険税、後期高齢者医療保険料や健康保険料、厚生年金保険料などを支払ったもの）

※住民税申告書には「申告者氏名」「電話番号」欄のみ記入し、押印の上持参してください。

- ②給与所得の源泉徴収票や支払者の証明書など、収入が明らかになる資料
- ③マイナンバーカード、または通知カードなどの番号確認書類と運転免許証などの身元確認書類（確定申告の場合は写しの提出が必要）
- ※代理の方が申告する場合は、代理権を確認できる委任状や代理の方の身元確認書類も必要です。
- ④平成29年分の確定申告書の控え
- ⑤所得税などの還付の場合は、金融機関の通帳など口座番号のわかるもの
- ⑥年金を受給している方は、公的年金などの源泉徴収票
- ⑦事業所得などがある方は、収支内訳書や帳簿など（税理士の無料申告相談期間のみ対応）

- ⑩生命保険や地震保険に関する控除証明書
- ⑪医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書（医療費などの領収書をもとに、病院・薬局ごとに支払額を計算し、事前に明細書を作成してください）、そのほか控除を受けるために必要な書類（詳しくは国税庁のウェブサイトをご覧ください）
- ⑫寄附先からの領収書
- ⑬障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳や愛の手帳（療育手帳）など
- ⑭配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が明らかになる資料
- ⑮日本国外に居住する親族を扶養している扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、障害者控除の適用を受けられる方は、親族関係書類（戸籍の附票、戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書など）と送金関係書類（送金依頼書など）
- ※外国語で作成されている場合は、日本語に翻訳されたものも必要です。

## ■郵送での住民税（市民税・都民税）申告の受け付けを行います！

申告書に該当する事項を記入し、必要書類を添付し、郵送してください。※申告書の控えに受付印が必要な方は、宛て先（申告する方の住所・氏名）を記入した返信用封筒（切手貼付）を同封してください。※申告の際に控除証明書の添付が必要です。

**郵送先** 羽村市課税課市民税係  
〒205-8601（所在地記載不要）  
**■申告は3月15日(金)までに！**  
期限までに申告がないと、平成31年度の課税・非課税証明書が発行できない場合があります。

## ◆お知らせ

医療費や寄附金控除など、所得税還付の確定申告であれば、すでに青梅税務署で受け付けています。2月18日(月)以降は、大変混雑しますので、還付申告の方は早めに青梅税務署へ。



■申告・相談の受付内容、受付期間（いずれも土・日曜日、祝日を除く）

申告の内容	市役所		青梅税務署
	税理士の無料申告相談	市職員申告相談	
	2月6日(水)～15日(金) 午前9時～10時30分、 午後1時～3時	2月18日(月)～3月15日(金) 午前9時～午後3時	2月18日(月)～3月15日(金) 午前9時～午後5時 (相談受付は午前8時30分～午後4時)
住民税（市民税・都民税）申告	×	○	×
年金・給与所得	○	○	○
営業・農業などの事業所得 （白色・青色）	○	×	○
不動産所得（白色・青色）	○	×	○
住宅借入金等特別控除	○	×	○
損失申告			○
土地・家屋・株式などの譲渡所得			○
過年分（平成29年分以前）			○
作成済み確定申告書の提出	×	○	○

※市役所で「作成済み確定申告書の提出」を行う場合、提出窓口のほか、受付時間内は待たずに提出できる「提出用ポスト」を設置しています。利用する方は、住所・氏名を記入した封筒に確定申告書を入れて持参してください。その際、受付印が押印された控えが必要な方は、宛て先（申告する方の住所・氏名）を記入した返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

※営業・農業などの事業所得（白色・青色）、不動産所得（白色・青色）のある方は、2月18日(月)以降は青梅税務署での相談・受け付けとなります。

※当日の混雑状況によっては、早めに受け付けを終了する場合があります。

※午前8時までは庁舎内に入ることできません。また、午前8時15分ごろまでは、正面玄関から入ることできません。地下1階玄関（青梅線側）を利用してください。

## ◆青梅税務署の申告受付など

- 所得税および復興特別所得税の確定申告書の提出と納税は、2月18日(月)～3月15日(金)です。
- 還付申告は、2月15日(金)以前でも行うことができます。
- ※還付申告：給与所得者や年金所得者などで源泉徴収税額があり、医療費控除などを申告することで所得税などが還付となる申告
- 個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書の提出と納税は、4月1日(月)までです。
- 贈与税の申告書の提出と納税は、2月1日(金)～3月15日(金)です。
- 所得税などの確定申告が必要な場合もありますが、住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは3ページをご覧ください。

※「青梅税務署および税理士による申告受付・相談・お知らせ」については5ページをご覧ください。

問合せ 青梅税務署 ☎0428-22-3185（代表）